

子育て広場 活動予定

子育て広場 ぬくぬく 活動予定

問 ぬくぬく ☎ 852-3633



自主活動 毎週(月)～(金) / 9時30分～12時、13時30分～16時
(0歳～就学前の親子)

ひよこタイム 毎週(水) / 午前・午後
(2カ月～1歳半の親子) *問い合わせの上、ご利用をお願いします。

要予約 4月15日(金) / ①13時30分～14時30分 ②15時～16時
育児相談

要予約 育児講座 「つくって遊ぼう!ぶくぶく」
4月14日(木) / 10時～12時 / 講師 ぬくぬく職員
定員 5組 / 申込 4月7日(木)から

子育て広場 ぽかぽか 活動予定

開 毎週(月)～(金) / 10時～16時

所 糸満市福祉プラザすこやか館 1階

問 ぽかぽか ☎ 992-6508



ひよこタイム 毎週(木)
(0歳～1歳半の親子)

要予約 相談日 4月15日(金) / ①10時～11時
*電話・Zoom
での相談も可 ②11時30分～12時30分
③14時～15時

パパ's day 4月16日(土)
親子交流 10時～11時30分

双子ちゃん・三つ子ちゃん あつまれ～!
4月12日(火) / 10時～12時



子育て広場 まかべ 活動予定

開 毎週(月)～(金) / 10時～16時

所 真壁こども園 2階

問 まかべ ☎ 997-2835



ひよこタイム 毎週(水)(金) / 10時～12時
(0歳～1歳半の親子)

誕生会 4月21日(木)

リサイクル week 4月11日(月)～15日(金)

定期清掃 4月22日(金) *午後の活動は休み

地域子育て広場 新年度の活動は、5月からを予定しています。活動再開については糸満市のホームページでお知らせします。

お知らせ ■4月1日(金)は、新年度準備のため休館します。今年度は4月4日(月)のスタートです! ■活動内容が変更になる場合があります。ご利用の際には、ぬくぬくのブログで確認するようお願いいたします。

要予約 わらべうたベビーマッサージ

4月26日(火) / 14時～15時30分 / 講師 川西真知子さん(わらべうたベビーマッサージインストラクター) / 対象 2カ月～ハイハイ前までのお子さんのいる親子(5組) / 申込 4月19日(火)から / 予防接種後48時間は受講できません。

誕生会 4月22日(金)
10時30分～11時30分

定期清掃 4月22日(金) *午後の活動は休み

お知らせ ■活動内容が変更になる場合があります。詳細はブログ、またはぽかぽかまで問い合わせてください。

要予約 相談日 4月15日(金) / ①13時30分～14時30分 ②15時～16時

定期清掃 4月22日(金) *午後の活動は休み

お知らせ ■活動内容が変更になる場合があります。活動内容の詳細はブログ、またはまかべまで問い合わせてください。



保育所・こども園 小規模保育事業所

教育・保育施設の利用 についてのお知らせ

問 保育こども園課
☎ 840-8131



■ 利用中の方へ

教育・保育施設に申込をした、また在園中の児童がいる世帯で、お仕事を退職・転職・労働時間が変わった、婚姻・離婚・世帯へ転入者が発生した場合など、世帯状況に変更が生じたら、速やかに保育こども園課に届け出てください。届け出を怠っていると、支給認定の取り消しや、在園中の場合は教育・保育施設を退園になる場合があるので、注意してください。

■ 利用申込について

令和4年5月以降の教育・保育施設の利用申し込み期限は、入所希望月の前々月末までです。

例 令和4年7月入所希望の場合、申込期限は令和4年5月末
利用申し込みに必要な添付書類(就労証明書等)も申込期限まで提出する必要がありますが、証明書等の取得までに時間がかかり申込に支障がでる事例もあります。教育・保育施設への利用申し込みは、期限に余裕をもって行うようにお願いします。

子育て広場 ぬくぬく

一時預かり事業

疾病、出産、冠婚葬祭、看護、介護、その他の理由(育児疲れなど)で一時的に保育が必要な時に有料で利用できます。利用には、事前の登録と予約が必要です。申し込み方法や利用内容など、詳しくは問い合わせてください。

〈問い合わせ〉 ぬくぬく ☎ 852-3633

子育てサービス利用者について

糸満市では、保護者がさまざまな保育施設や子育てサービスの中から自らのニーズに合ったものを選択し、円滑に利用できるように、子育てサービスに関する利用者支援員を配置しています。「家の近くにある保育所はどこ?」「子どもを少しの時間預けられる施設はないかな」など、保護者の疑問や希望に応じて、保育サービスの情報をお伝えします。気軽に相談してください。

〈利用方法〉 市役所 2階保育こども園課窓口
または電話で受け付け

〈問い合わせ〉 保育こども園課 ☎ 840-8131

利用者負担額(保育料)の 納付について

利用者負担額(保育料)は、入所した日から保育所等に入所している期間、毎月納付していただきます。利用者負担額(保育料)は、保育所等を運営するための費用に充てられる大切なものです。納付期限までにお支払いいただきますよう、皆さまのご協力をお願いします。

延滞すると、年14.6%(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%)の延滞金が加算されます。

納期限までの納付が困難な方は、
ご相談ください。



また、糸満市では負担の公平性と教育・保育行政経費への財源確保から、催告を行っても納付がない場合は、予告なく勤務先や金融機関などに財産調査を行い、給料や預金・自動車など財産の差押えを行います。

〈問い合わせ〉 保育こども園課 ☎ 840-8131